

連歌の座

—明月記を中心として—

金子 金治郎

一、緒言

連歌の座といふ言葉は、和歌色葉集に「くさり連歌の座」こあつたり、明月記に見えてゐたりする所が古い例で、

明月記建曆二十二年二十五日、建保元、その後も連歌の歴史を通じて長く使用されてゐる。此の言葉は又連歌の席とか會正十日、寛喜二十四日二十二日等にある。

席さかいふ言葉も略同様の概念を有つものと思はれる。心敬のさゝめごこ上卷に、「朝天より日晡にいたらざらむ席

はこあるのが異本内閣文庫本。新校群書類従の校合に依るには「曙より黄昏にいたらざらむ一席は」こあつたり、岩波講座日本文學附録文學創刊號所載の佐々木信綱博士の

「心敬のさゝめごこ」の異本に就いてに紹介せられ、又心敬の私用抄京都帝大京大蔵に

外さま公儀の會席なこはたゞ當座の時宜をのみ大事に存るゆへに作をはおきぬひ侍るはかり也。かたつかけにて數

奇の好士はかりにての座ははるかに大事にてはれかましくか

きて、「公儀の會席」こかたつかけにて「の座」を對せしめてゐる如き、双方の概念の略同様なるこを裏書するも

のであらう。併し明月記には席、會席等の使用例はなく、専ら座と呼ばれてゐる。それが良基の著書になるこ、座と並ん

で席の用例があり、後抄に引用する連理 秘抄の記事參看 看聞御記には會席が普通のやうである。同記應永二十六・六、十五日の條以下參看 これ以後は一方に座も行はれ乍ら、會席の用例が多く、宗祇の會席二十五禁長享三年の如き制禁も現れて、一般的になつてゐる。

座又は會席といふ連歌興行の形式的側面に於ては、それだけのこゝが問題になるであらうか。連理秘抄に次のやうに記してゐる。

一、座を張行せんこおもは、まつ時分をゑらひ眺望をたつぬへし。(中略)稠人廣座、大飲荒言の席ゆめく張行すへからす

茲では時分、眺望といふ環境の問題に會衆が擧げられてゐる。稠人廣座が大字典に引いてゐる稠人廣衆に所縁するものとすれば、會衆の多數を意味し、大飲荒言はその質に關係してゐる。この會衆に就いては後に説くのであるが、會席の中心問題になつてゐる。さよめごこ上卷に

いかばかりしみこほり侍るべき座にも、心しほぎけぬ人の一兩輩もまじはれば其の席は興つき侍るこなり

こあるのは、此の問題の重要性を示してゐる。これに對して、時分・眺望を座の問題として説いてゐるのは、極めて珍しい例であつて、注意すべきであると思ふ。

次に執筆の問題がある。梵燈庵返答書下卷に、「一、座はたゞ執筆の計ひにて侍る間」こあつたり、私用抄に「大むね一座の興にいり面白はひこへに執筆の心つかひにより侍るこ也」。こあつたりして、座の問題として決して見過し得ないものである。

次には座の進行の遲速即ち時間が問題になつてゐて、吾妻問答にも、「一、座のはやきを好みまた遅きを好む事、何を

かよし申すべからむ」の一項を設けて座の遅速を論じ、兼載の若草山にも、「連歌の一座の程ははやきがよくあるべきにや、おそきがよくあるべきにや」として、同様に此の問題に注意してゐる。

以上時分・眺望・會衆・執筆・時間等の項目を擧げたが、右の中時分・眺望は一般的には取扱はれてゐない。

二月二十五日、晴、有召参内、有御連歌、式部卿宮室町殿(以下九名略す) 執筆時顯朝臣也、午下尙始行、亥對事

終退出。親長郷記文明四年二月二十五日の條。大日本史料八編之五に據る。

右は比較的整つた記事を拾つて見たに過ぎないが、記録されてゐるのは、會衆・執筆・時間の三點で、これが座の問題の中心であることは、前述した所も照合して首肯されると思ふ。

本稿に於ては明月記及びその時代に於ける座に就いて、會衆・執筆・時間の三點から考察してみたい。蓋し明月記は治承四年から嘉禎元年に至る日記であり、日記中連歌記事の初見である文治四年九月二日は、頼朝が平家を滅して實際上の政權を握つた文治元年から三年目に當り、連歌記事の最後である嘉禎元年五月十日は後鳥羽上皇が隱岐に崩御せられ延應元年から四年前に當る。これを連歌史の上から見ればくさり連歌と呼ばれた所謂長連歌の初生形態が次第に盛に行はれて、百韻等の定形連歌の發生した時代である。然して座又は會席が問題になるのは所謂長連歌であるから、座又は會席の方面から言へば、此の時代はその初期に相當する。

此の時代の連歌記事は明月記が最も詳細であつて、本稿は専ら明月記を中心にしてゐる。その他にも後鳥羽院宸記看聞御記所引・吾妻鏡・今物語・和歌色葉集等を部分的に參看してゐる。此の時代としては玉葉・民經記・如願法師集・八雲御抄等にも連歌記事は見えてゐるが、本稿の考察に特別の材料を提供してゐない。

二、會衆

會衆の問題は、その質と數との兩面から考察される。

(一) 會衆の質

第一にかの二條河原落書に、「京鎌倉ヲコキマセテ一座ソロハヌエセ連歌」こある如き、京連歌と鎌倉連歌との對立が考へらる。大森金五郎氏の大日本全史中卷に「京鎌倉を」京都の公家、鎌倉の武士も一緒になりて」と註してゐる。四六五頁明月記の時代にも吾妻鑑には、頼朝建久元、十八日但知連歌建久二、七日實朝建保元、安貞元・七、二十五日、寛喜二、十七日等の鎌倉の連歌が見られるが、京連歌に對しきれだけ質的に對立してゐるたかは判明しない。

第二には會衆の階級的差別が考へられる。筑波問答に

地下いにも花の本の好士おほかりしかぎも、うへさま道の人々の上手にてありしかば取分けてぬけ出でたるも侍らずさあるのは、後嵯峨院時代の斯壇の状態であつて、地下、さうへさまの階級的分野の明瞭になつたのは恐らくその時代であらう。併し明月記の中に、「少年雜人連歌」建永元、八、五日こある少年雜人は、所謂うへさまの階級に屬する者ではなかつたであらう。又今物語に

或所にて此世の連歌の上手き聞ゆる人々寄合て連歌しけるに、其門のしたに法師の誠まことにあやしげなるが、かしらはをつかみにおひてかみぎぬのほろくこあるうちきたるが、つくくこ此連歌を聞て有ければ

さて、此の法師が名譽の附句をなして人々を驚嘆せしめたことを記し、後にその話を京極中納言定家が聞いてゆかしが

つたミ物語つてゐるが、此の説話の法師が下層階級の者らしいことは、服装からも推察される。山田孝雄博士は明月記に、好士禪尼が定家等ミ連歌を共にしたことを以て、「貴紳が布衣の交をなした」ものとし、連歌の民衆化して行くべき傾向を豫示するものとして、岩波講座日本文學、連歌及び連歌史五九頁が、今物語の説話に於て早くも下層社會に於ける連歌の一端は窺へると思ふ。

第三には會衆の上手下手、堪能不堪が考へられる。此の問題が重要性を持つことは、連理秘抄に會者ここに堪能をあらふへし。不堪兩三に過はまことに難治ミ可謂。

こあるに依つても知られる。明月記の時代に於ても亦問題になつたことと思ふ。嘉祿二年四月六日の條に、「女房之初學兩三人」こある初學は、此の問題に觸れてゐる。

第四には女性の會衆が考へられる。前項の「女房之初學」や、前々項の好士禪尼嘉祿二・六・十日等。又連歌禪尼と云ふ。安貞三・四・二十七日等等は、明月記に於ける女性作家である。此の系統には、後に沙石集の若狭局卷五下連歌事の條辨内侍日記の辨内侍・少將内侍姉妹等があるが、筑波問答には已に、「此の頃は女の連歌師なきの侍らぬ無念の事なり」を嘆じ、大乘院寺社雜事記に

准后義政毎日女中御連歌在之、女房連歌希代也。文明十二・三、二十四日

と言ふ如く次第に跡を絶つて行く。女房連歌は此の時代に於ける一つの特色ミ見るこゝが出来る。

第五に有心衆ミ無心衆との別がある。有心衆は「尋常歌詞」を守る者、無心衆は「狂連歌」の輩で、明月記建永元・八・十日水蛙眼目には「後鳥羽院御時柿本栗本ミておかる。柿本はよのつねの歌、是を有心ミ名づく。栗本は狂歌、これを無心ミいふ」して、よのつねの歌ミ狂歌ミ對せしめ、有心衆を又柿本ミも言ひ、無心衆を栗本ミも言つてゐる。有心衆には、

後鳥羽院を始め、定家・家隆・秀能・家長・雅經・具親等當代歌壇の巨匠を網羅してゐるに對し、無心衆は長房・光親・顯俊・宗行・宣綱・清範等歌壇的位置の比較的低い人々である。

この兩者が一つの座に於て相挑むのが有心無心連歌で、此の點は簡單乍ら味 爽第五號に記した又柿本栗本連歌後鳥羽院宸記建 保三・五・十五日も言ふ。

此の系統には建長六年常盤井入道太政大臣實氏の有心無心の連歌があり、菟玖波 集戀上花園院宸記の有心無心がある。元應 二・

五・四日以下併し花園院宸記になるに「以孔子二分方」もあつて、有心・無心の別は全く形式的であつて、明月記の區別は隔りがある。明月記の有心衆無心衆の別は、當代に於ける顯著な特色と言ふことが出来る。

(二) 會衆の數

前にも擧げたやうに、連理秘抄に「稠人廣座」の席はゆめく張行してはならぬと言つてゐるが、明月記には

始連歌、何水何木、人數多而頗狼藉、自然經程。安貞元・三・二十日

もあつて人數過多の爲に座の亂れたことを記してゐる。此の記事は柿本影供歌會に引續いて張行された連歌であつて、歌會の人數は十六人、數へられ、連歌會の時には内三人退座してゐるから十三人である。右は人數の過多な場合であるが、反對に人數の少いのも連歌の進行を妨げた。

巳時許宰相三位同時來會、次攝州來、少時能州、始連歌、何書何氣、人少甚遅々。安貞元・三・二十五日

此の場合には主人共に五人である。それでは會衆の理想的人數は何人であつたらうか。前と同じ安貞元年三月十六日の連歌には、「已上十人甚多」註記してゐる。十三人は勿論のこゝ十人を甚多しとし、一方五人を少しすれば、理想的人數はその中間にあつたのであらうか。今明月記の中、人數の明瞭に數へ得る連歌に就いて見るに次の如くである。

1、
八人(無心衆)
七人(有心衆)

建曆二・二十二日

2、
十人(無心衆)
十人(有心衆)

同 二・二十二・十八日

3、
八人

嘉祿二・九・十九日

4、
九人

同 二・二十・五日

5、
九人

安貞元・十一・十九日

6、
九人

寛喜元・五・十四日

7、
八人

同 元・六・二十三日

右の内1、2、は有心無心連歌で、有心無心を合した十五人二十人が會衆である。これは併し座さして特殊な形式である點を顧慮すべきであつて、必ずしも一般的な標準さしはし難い。但し有心衆と無心衆が別座にあつて、單獨に有心連歌・無心連歌を行つた場合があり、建曆二・十二・二十八日 1、の場合も折紙一枚は各別に行はれてゐるから、その際には各別に行はれた。
七人・八人の會衆を見るこゝが出来る。3、7、は各八人、4、5、6、は各九人であつて、大體に相似の數を取らうしてゐる。そして此の實數は、明月記が庶幾する數を暗に物語つてゐるやうである。

會衆の數に就いて、筑波問答には「眞實のよき會衆七八人」を理想とし、兼載雜談には「祖阿彌永亨五年二月十一日北野社法樂一萬句連歌の時將軍義敬の發句に脇を勤めてゐる。筆者註は前に七間半の座にて九人して連歌をせばやみ願ひしきなり」さあつて、九人を理想さしてゐる。同

じ兼載雜談に、「宗砌云、會衆のころは、上手三人下手三人、執筆の外下手二人ありしなり」。とある。これを表面的に數へると同様九人となる。此の文は下手三人とあつて又下手二人とある點が疑問になる。「執筆の外下手二人」は前の下手三人の説明かとも思ふ。とすれば六人となる 何れも明月記の理想とする人數に似てゐるのである。

三、執 筆

明月記では、有心無心連歌の場合にも、それ以外の場合にも通じて、執筆を擧げてゐる所さるない所さがある。擧げてゐない所は、筆の繁簡から洩らしたに過ぎないと思ふ。執筆は擧げなくても、百句等三句數を記したり建保元・正・十日等、各人の句數を記したり、前の句數の註記參折紙何枚も記したり、執筆元・閏九・五日、建保元・閏九・五日、してゐるのは、執筆の存在を語るものと思ふ。

執筆の質は、竹園抄に「連歌の執筆は器量にしたかふへきなり」和歌講作 法の條とあり、梵燈庵返答書下卷に、「いにしへは執筆する人多くは侍らす。相阿・素阿・成量也。是皆連歌をよくしれる也」とあり、連歌に明るい器量の人であることを要件としてゐた。尤も梵燈庵主の時代には、「假名なまかたのこころ書つゝくる者に執筆をさする」状態ではあつたが、返答書 下卷明月記に見えてゐる執筆は、清範・賴資・雅清・忠倫・清定・有長・康茂・孝繼等であるが、果して連歌器量の人々であつたかさうか判明しない。

執筆の仕事は筑波問答以下の連歌書に詳しく示されてゐる。今それ等を引用することはないが、私用抄に、「大むね一座の前後のさまざまの時宜はひさへに執筆により侍る也」とあり、一座は主として執筆に依つて捌かれて行く。

勿論その座の尊宿・貴人・宗近の意見は常に尊重され、それに従つて行くのであるが、實際の仕事として、指合を考へ、雪月花のあり所を心がけ、句を請取、これを披露し、懐紙に記す等は、凡て執筆の行ふ所である。それでは明月記の執筆の仕事はどの程度であつたらうか。當時に於ける指合、雪月花のあり所等の問題も明瞭でなく、指合に就いては八雲御抄に多少記してゐる。執筆の仕事を示した文字もない。後鳥羽院の高陽院で行はれた有心無心連歌の中、建曆二年十二月十八日の、同二十五日の、これには有心無心と明記してない、記事の内容に依つて決した。は何れも百句で、各人の附句の数も知られる。

院十四 定家十一 雅經九 光弘八 家長七 十二月十八日

院十九 定家十六 定高十一 十二月二十五日

兩會共後鳥羽院が第一位にゐられる。又後鳥羽院宸記建保三年五月十五日の條に、柿下栗下連歌の際、「以錢爲惡物、尋常句時百文、秀句二百文取之の規定で、院は二貫七百文、其の外は一貫六七百文・五六百文等であつた」と記してゐる。院はこゝでも第一位を占められてゐる。これは勿論院の御實力に依るであらうが、又一方には

たこひよき句をえたりと云共明に座上をまもりて若ほこへはつくへし。口にまかせて云へからす。和歌色葉集、四、詠作旨趣

こいふ會衆の用意も考へられる。併し又執筆の捌きに依る所が全然なかつたとも思はれないので、一つの問題として注意して置きたい。

四、時 間

會衆の數に依つて座の進行の規定されることは、前々項に擧げた、「人數多而頗狼藉、自然經程」もか、「人少甚遅

遅りに依つて知られる。執筆が又これに關係することは、その仕事から言つても首肯される。私用抄に、「大むね後の讀進は句をそきをもよほし侍るあつかひ也」三あるのは、執筆の讀進に依つて座を促す意味である。併し明月記からは、これに關する文字は見出し難い。此の時代に於て座の進行に最も深い關係を有つものは、賦物であつた。

明月記の賦物は賦浮沉物の如き對偶式三、白何々屋の如き上賦下賦式三、賦五色の如き連續式三の三種に分類し得るが、その何れにしる賦物は凡ての句に互つて取られたのである。従つて賦物の難易に依つて、會衆の詠出はかなり制限されたわけである。「賦物一之何々子云々愚老不能加詞」安貞元・三・十六日、三か、「賦鳥魚云々、其物不覺悟、太不堪」建曆二・十・二十日、賦物甚強不得風情嘉祿元・四・二十七日、「賦物極強」嘉祿二・六・十六日、「甚固矛閉口」寬喜二・正・二十七日等の文字は所々に散見してゐる。従つて座の進行にも關係する所は大きい。

賦唐何々目、甚停滯極見苦。寬喜二・七・二十四日

賦松何々竹、其句不尋常頗經程。安貞元・二・九日

賦物花何水何、甚堅各停滯、不尋常……相構八十句、賦物大略盡歟、仍止之。寬喜二・二・二十一日

の如く賦物が座を停滯せしめ、長い時間を要せしめ、更に百句満了にも到り得ない場合を生じてゐる。

斯く賦物に依つて連歌の進行の制限されたことは、當代連歌の特色であつて、後に賦物の制が變化して、筑波問答に「此の頃は面ばかりだにもまごころしくり侍らざるにや」三ある如き状態から、更に發句が出されて後に賦物が決められるやうに形式化した時代の事吾妻問答執筆の條參照に到つては、連歌の進行は全く賦物から解放されてしまつたのである。

以上のやうな種々な規制の下にあつて、連歌の一座はどれ程の時間を要したであらうか。今明月記に就いて、百句

満了の時間を調査してみるに次のやうである。

(起始) (終了)

(極めて概略の時間)

(年月日)

1、午時—酉時

約七時間

嘉祿元・四・二十七日

2、申終許—亥始許

約五時間

同二・二・十八日

3、未時許—戌時許

約七時間

同二・二・二十五日

4、午終—秉燭

約六時間

同二・九・十九日

5、巳時許—戌時許

約十二時間

寛喜二・閏正・十六日

右は百韻満了の座であつて、しかも起始と終了の刻限の比較的明瞭なものだけを拾つたものである。2、の申終—亥始といふ時間は他に比して稍々精しい数字が得られた。4、の秉燭は大體暮六つの酉刻として計算したもので、それが實際にどれだけ近接してゐるかは疑問である。5、の場合は、途中に「秉燭之程聊羞酒饌」ここが介在してゐるから、その時間を控除すれば、約十一時間といふ数字は多少減少する筈であるが、それにしても他に比較して長い時間のやうである。此の5、の場合を除けば、他は約五時間乃至約七時間といふ近接した所要時間を示してゐる。勿論右は極めて概略の数字であつて、3、の場合と同様の未時—戌時の間に百二十韻の行はれた例もある程で、嘉祿元・四・二十九日百韻満了の時間も極めて動搖性の多いものである。唯以上の考察に依つて大體の見當だけはつけ得るのである。

さいめごこ上巻に

二條大閣さまなごのやむごこなき御一座は、毎々あしたより深更におよびしこなり。そればかりこそなくとも、朝

天より日晡にいたらざらむ席は心にくくも侍らずや。

さある、一座又は席は、連歌の基本的形態である百韻の一座又は席の意に解してよいと思ふ。さすれば良基の座や、又心敬の庶幾する席の時間の長さの程に侍るべく哉とある。私用抄にも「大かた一座は一日は、明月記よりも長いわけである。併し又一方には、「一座なごも一時半時にはて侍る」老のく會席もあり、將軍義持が宗明に一座の時刻を尋ねた時、「たゞ一時よきほごにて侍」老のくと答へ、當時に行はれたと云ふ話もある。老のくこれ等に比較すれば、明月記の連歌はさう速くもなかつたのである。

五、結 語

筑波問答に

いかなるものゝ上手も、時によりて、一座のしまぬ時は、思ふやうならぬ事も侍るなり。

さある。會席又は座の問題は、會衆・執筆・時間等に互つて考察されるが、結局一座のしまぬの問題に歸着するのではあるまいか。心敬はそれをしみこぼる座と呼んでゐる。緒言に引用したさゝめごと上卷の句參照。心敬僧都庭訓にも「しきこぼり神も佛も影向なりつへう」とある。これを

會衆の面から言へば、「このみちの好士はかり會合して心をすまし座をしつめ」連理とあり、執筆の面から言へば、「此役をのみ偏に一大事に見え侍るけしきのあらはれ侍れば、一座もけに、くしく落しつまり侍る」私用とあり、時間の面から言へば、「一座のしづみたちぬればいかにも興ある事のなきなり。物念ならで然もうき、くさる

すべき」筑波問答とあり、これ等がしみこぼる境に於て統一される所に座の理想があるわけである。明月記に於ける座

の考察も、此の點に立脚して統一的に見直されなければならないが、これに對して明月記は適當の資料を提供しない。「御句如流、天氣太快然」建曆二・十の如きは多少此の點に觸れた文字のやうであるが、併し猶後鳥羽院の個人に關するもので座の全體に關してはるない。斯くて本稿に於ては、上述の如き部分的考察に満足する外はない。唯不學未熟の考察は、幾多の見落しと誤謬とに満ちてゐると思ふ。大方の御叱正を得れば幸である。

(昭和九年八月五日稿)